

福岡工業大学 機関リポジトリ

FITREPO

Title	日本の調査捕鯨を巡る国内訴訟 —米国連邦裁判所における訴訟を素材として—
Author(s)	長岡 さくら
Citation	福岡工業大学環境科学研究所所報 第6巻 P73-P80
Issue Date	2012
URI	http://hdl.handle.net/11478/504
Right	
Type	Research Paper
Textversion	publisher

Fukuoka Institute of Technology

日本の調査捕鯨を巡る国内訴訟

—米国連邦裁判所における訴訟を素材として—

長岡 さくら (海洋政策研究財団 政策研究グループ 研究員*)

キーワード：調査捕鯨、シー・シェパード、妨害差止請求

はじめに

我が国の捕鯨、とりわけ、1982年、国際捕鯨委員会（以下、IWCとする。）における商業捕鯨モラトリアムの採択後実施されるようになった調査捕鯨を巡っては、様々な意見の対立がある。以前は、これが二国間及び多数国間外交交渉の場における意見の対立やIWCやワシントン条約締約国会議等の国際機構や条約機関における意見の対立という形で表面化していた。しかし、近年、これは「訴訟」という形で表面化し、これらの場における司法的解決という道が模索され始めている。

この点、筆者は、2009年3月に開催された本研究所環境研究発表において、我が国が行っている調査捕鯨の国際裁判による司法的解決の可能性について検討を行った¹。そして、我が国の各種条約締結状況に鑑みると、一定の要件が満たされた場合には他国からの国際裁判提起を拒否できないことがあり、かつ、裁判所より暫定措置命令（仮保全措置命令）が発出された場合には、一定期間調査捕鯨を実施できない場合がありうることを示した。

その後、翌（2010）年5月31日、オーストラリア（以下、豪州とする。）政府は、日本を相手取り、我が国の調査捕鯨の国際違法性の確認等を求める訴訟を国際司法裁判所（以下、ICJとする。）に提起した。これに関し、筆者は、昨（2011）年に開催された本研究所環境研究発表において、同事件の訴状を元に概要及び本件で問題とされている国際法上の論点について検討を行った²。なお、同事件は、既に、原告側（豪州政府）による申述書及び被告側（日本政府）による答弁書が提出され、本（2012）年5月18日、ICJは本件に関する抗弁書及び再抗弁書の提出の必要性を認めず、本訴訟の書面手続は終了した³。なお、2012年8月31

日現在、ICJは口頭手続開始の日を定めてはいない⁴。

しかし、我が国の調査捕鯨を巡る紛争は国際裁判所における訴訟だけではない。これまでに、各国の国内裁判所において計3件の訴訟が提起されていることが判明している。即ち、①2004年10月以降、豪州国内裁判所において環境保護団体が我が国の調査捕鯨実施主体である共同船舶株式会社を相手取って提起した一連の民事訴訟、②一昨（2010）年、南極海にて調査捕鯨を実施中の監視船「第二昭南丸」にシー・シェパード（以下、SSとする。）所属のニュージーランド（以下、NZとする。）人であるピーター・ベスーンが侵入したことに端を発する、我が国国内裁判所における刑事事件、そして、③昨（2011）年12月9日、日本政府より調査捕鯨を委託されている（財）日本鯨類研究所が調査船団の船長らとともに、SS及びSS代表者であるポール・ワトソンを相手取り、米国連邦地方裁判所に対して妨害差止を求めて提起した民事訴訟、である。

これらの訴訟は全て裁判地国の国内法に基づく訴訟であるため、国際法上の論点を取扱う国際裁判とは性格を異にする。また、国内民事訴訟において原告勝訴判決が出されたとしても、その判決は、国外にいる被告に対して直ちに執行される訳ではない。しかし、国内裁判においても国際法上の論点が争点となることがあり、国内裁判の審理において国際法上の論点が検討されることがある。例えば、上述した3件の訴訟においては、①豪州における事件では国際法に関連する論点が争われた。また、先日提起された③米国における事件においても国際法に関連する論点が原告によって提起されている。

これまで、筆者は、我が国の調査捕鯨に関する司法的解決について主として国際法及び国際裁判

の観点から検討を行ってきた。しかし、上述のような調査捕鯨に関する国内裁判については、これまで国内法の観点からも国際法の観点からもほとんど検討が行われてこなかった。

よって、これらの事件について検討を行い、その判決の妥当性や国際法の観点からの問題点の検討を行うことは有用であると考えられる。なお、本稿においては、中間報告として、昨年末に米国に提訴された事件が国際法上の論点を多く含み、かつ、最新の事例であることから、本事件の概要について訴状を元にまとめることとし、その他の事件については次稿以降に検討することとする。

一 米国連邦裁判所妨害差止請求訴訟（S S 事件）⁵

1 事件概要

本件は、昨（2011）年12月9日⁶、国際捕鯨取締条約（以下、ICRWとする。）第8条1項に基づき日本政府が調査捕鯨を許可・委託している（財）日本鯨類研究所、同調査の実施に際し、船舶・乗組員等の提供を行い調査実施主体となっている共同船舶（株）、調査母船「日新丸」船長・小川知之、及び、目視採集船「第二勇新丸」船長・三浦敏行とが共同で、米国ワシントン州連邦裁判所にて、S S⁷及びS S創設者であり代表者でもあるポール・ワトソン⁸に対し調査捕鯨に対する妨害差止めを求め提訴したものである。

本訴訟の目的は、被告に対し南大洋における調査捕鯨活動に従事する船舶及び乗組員の安全を脅かされることのないよう、妨害行為の差止めを求めるものである⁹。とりわけ、近年、S Sによる暴力的かつ危険な妨害行為は毎年12月の調査開始から翌年3月の調査終了時まで続いており¹⁰、その様子を記録した映像が日本鯨類研究所のホームページなどを通じて明らかにされつつある。また、本漁期（2011/12 漁期）の始まる昨（2011）年12月には、今期の妨害活動を「神風作戦」と命名し、「たとえ死を招いたとしても調査船団を『止める』」旨断言している¹¹。

本訴訟における請求内容は、主に以下の三つである。即ち、①S S所属の妨害船舶が調査船団の船舶及び乗組員に対して妨害を行わないこと、②妨害船舶が調査船の一定距離に近寄らないこと、及び、③裁判所の仮処分による差止命令、である¹²。

そして、原告は、訴状において、まず、これまでに被告側から受けてきた妨害行為について詳細に示している¹³。その上で請求根拠・主張について四つに分類し論を展開する。即ち、①公海での安全航行の自由に関する宣言的差止命令による救済、②海賊からの自由に関する宣言的差止命令による救済、③テロリズムからの自由に関する宣言的差止命令による救済、及び、④米国国内法に関する宣言的差止命令による救済、の四つである。

以下では、その主張内容について概観する。

2 主張内容 1 --公海での安全航行の自由に関する宣言的差止命令による救済--¹⁴

原告は、公海における安全航行の自由に関する規範が具体的・普遍的・義務的であることが国際的に承認され、かつ、受け入れられているとして¹⁵、その根拠に幾つかの条約上の規定を挙げる。

まず、1958年に採択された公海条約第2条は、「公海の自由は、この条約の規定及び国際法の他の規則で定める条件に従って行使される。・・・、特に次のものが含まれる。(1)航行の自由・・・」と規定する¹⁶。また、公海条約を含むジュネーブ海洋四条約の後継条約である、1982年に採択された国連海洋法条約第87条は、公海条約同様、「公海の自由は、この条約の規定及び国際法の他の規則で定める条件に従って行使される。・・・、特に次のものが含まれる。(a)航行の自由・・・」と規定する¹⁷。

さらに、1988年に採択された海洋航行不法行為防止条約（以下、SUA条約とする。）前文第4段落は、「海洋航行の安全に対する不法な行為が人及び財産の安全を害し、海洋航行の業務の運営に深刻な影響を及ぼし、また、海洋航行の安全に対する世界の諸国民の信頼を損なうものである」と規定する¹⁸。また、同条約第3条1項は、「不法かつ故意に行う次の行為は、犯罪とする。・・・(b)船舶内の人に対する暴力行為（当該船舶の安全な航行を損なうおそれがあるものに限る。）(c)船舶を破壊し、又は船舶若しくはその積荷に対し当該船舶の安全な航行を損なうおそれがある損害を与える行為・・・」と規定する。さらに、同条2項は、前項で規定される犯罪に関し、その未遂行為、犯罪の教唆、犯罪行為への加担についても犯罪とする旨規定している。そして、本件のように締約

国国民による犯罪行為について、同条約第6条1項は「締約国は、次の場合において第3条に定める犯罪についての自国の管轄権を設定するため、必要な措置をとる。・・・(c) 犯罪が自国の国民によって行われる場合」と規定する。

そして、1972年に採択された海上衝突予防条約は、公海における船舶の衝突を予防するために船舶が執るべき措置について詳細な規定を置いている¹⁹。

原告は、これらに規定されている国際的に承認された航行自由の権利を、被告が故意かつ不法に妨げ侮辱していると主張する²⁰。そして、その他、被告によってこれまでに、①ロープ投擲を行うために、被告側船舶及び乗組員が原告側船舶の前面あるいは周辺で船舶を停止あるいは徐行させる、②原告側船舶及び乗組員に対する酪酸の入った瓶の投擲による原告側船舶及び乗組員の負傷、③原告側船舶及び乗組員に対する火炎瓶の投擲、④原告船舶への被告船舶の衝突、⑤被告船舶によって原告側船舶及び乗組員を危険にさらし、船舶衝突に至らしめる、などの妨害行為を受けたことを再確認する²¹。

また、被告によるこれら行為の未遂・教唆・脅威があったことも併せて主張される²²。とりわけ、本年、前述の通り、SSは「神風作戦」と名付ける妨害行為を執行し、妨害行為によって死を招くとしても調査船団を「止める」旨発言している。被告による、航行自由を規定する国際法規範に違反する過去の不法行為と同様の行為に従事することは、この調査船団を「止める」意思としてあらわれている²³。

これらの行為について、原告は、裁判所に対し、合衆国法典第28編第2201条に従い²⁴、①南大洋における航行の自由に関する原告被告双方が持つ権利義務、及び、②南大洋における原告の調査捕鯨活動に対する被告のキャンペーン活動が国際法規範に従って行われること、かつ、原告側船舶及び乗組員の安全を害する行為を指向しまた行ってはならない旨の宣言を求めるとしている²⁵。

3 主張内容2—海賊からの自由に関する 宣言的差止命令による救済—²⁶

次に、原告は、海賊行為からの自由に関し、まず、慣習国際法上の規定を根拠として挙げる。即

ち、国際法(Law of Nations)上、海賊行為は普遍的に「人類共通の敵(*hostes humani generis*)」とみなされており、公海における船舶に対する暴力による攻撃は海賊行為とみなされると主張する²⁷。

また、二つの条約が海賊行為について規定するとする²⁸。

まず、公海条約第15条1項は海賊行為について、「私有の船舶・・・の乗組員又は旅客が私的目的のために行うすべての不法な暴力行為、抑留又は略奪行為であって次のものに対して行われるもの

(a) 公海における他の船舶・・・又はこれらの内にある人若しくは財産」と規定する。また、同条2項は、「当該船舶・・・を海賊船舶・・・とするような事実を知ってその船舶・・・の運航に自発的に参加するすべての行為」とする。さらに、同条3項は、「1項又は2項に規定する行為を煽動し又は故意に助長するすべての行為」と規定する。

また、SUA条約によって、前述の航行安全の自由に関する規定と同様、同条約前文第4段落、第3条1項(b)(c)、及び、同条2項の規定によって海賊行為が規定されているとする。

原告は、海賊行為に関する規範が具体的・普遍的・義務的であることが国際的に承認され、かつ、受け入れられているとする²⁹。また、米国は国連海洋法条約の締約国ではないため、条約自体は米国を拘束するものではない。しかし、国連海洋法条約は「慣習法を反映するものとして世界の圧倒的多数の国家によって受入れられている」とされる³⁰。これは、米国連邦地方裁判所における慣習国際法としての国連海洋法条約上の海賊概念の受入れについての判例によっても示されている³¹。

また、原告は、被告側が過去に海賊行為に従事していたと指摘する。即ち、被告人ポール・ワトソンが指揮をとっていたスティーブ・アーウィン号は海賊旗を掲げて航行し³²、また、同人は自身を『『良い海賊』であろうとも海賊である』旨発言したことを述べている³³。しかし、法は「良い海賊」を是認してはいない³⁴。

この点、SSによる「神風作戦」は、原告に対する海賊行為を行う意思を表明したものと断言することができる³⁵。従って、原告は、裁判所に対し、合衆国法典第28編第2201条に従い、①南大洋における海賊の自由に関する原告被告双方が持つ権利義務、及び、②南大洋における原告の調査捕鯨活動に対する被告のキャンペーン活動が国際

法規範に従って行われること、かつ、海賊行為を指向した行ってはならない旨の宣言を求めた³⁶。

4 主張内容3—テロリズムからの自由に関する宣言的差止命令による救済—³⁷

さらに、原告は、被告の行為がテロ資金供与防止条約に違反していることを示す³⁸。

同条約が規定する犯罪行為について、同条約第2条1項は「その全部又は一部が次の行為を行うために使用されることを意図して又は知りながら、手段のいかんを問わず、直接に又は間接に、不法かつ故意に、資金を提供し又は収集する行為は、この条約上の犯罪とする。(a) 附属書に掲げるいずれかの条約の適用の対象となり、かつ、当該いずれかの条約に定める犯罪を構成する行為 (b) 文民又はその他の者であって武力紛争の状況における敵対行為に直接参加しないものの死又は身体の重大な障害を引き起こすことを意図する他の行為・・・」と規定する³⁹。また、同条5項は、同条約上の犯罪として「(a)同条1項に定める犯罪に加担する行為 (b) 同条1項に定める犯罪を行わせるために他の者を組織し又は他の者に指示する行為」の行為も犯罪行為として規定する⁴⁰。

これに関連し、原告は、被告が同条約に違反する以下の行為も行っていることを指摘する。即ち、被告が、その本拠地としているワシントン州フライデー港から、SUA条約に違反する行為を遂行するために数十万ドルにも及ぶ資金を違法に収集し、供給しているとする⁴¹。これらの資金を通じて、南大洋における「神風作戦」に従事する船舶に資金が提供されていると指摘している⁴²。

これらのことから、原告は、裁判所に対し、合衆国法典第28編第2201条に従い、①原告被告双方が持つ権利義務、及び、②被告の行為が同条約に違反していること、の宣言を求めた⁴³。

5 主張内容4—米国国内法に関する宣言的差止命令による救済—⁴⁴

以上の三つの主張内容は、被告の行為が国際法上の条約及び慣習国際法の義務に違反していることを主張するものである。

これに対し、最後に主張された内容は米国国内法上の規定に関するものである。

上述の通り、被告の行為は米国ワシントン州フライデー港を本拠地として行われている。SSは、調査捕鯨活動に対するキャンペーン活動を行うための基金として数百万ドルを調達していると言われる⁴⁵。米国国内法上の非営利団体(NPO)であるSS基金は、合法的目的にのみ使用する必要がある⁴⁶。しかし、被告は、調査捕鯨活動に従事する船舶や乗組員に対する危険かつ違法な攻撃に従事するために、数十万ドルにも及ぶ基金を費やしている、と原告は指摘する⁴⁷。

以上の点から、原告は、裁判所に対し、原告被告双方が持つ権利義務等について宣言することを求めている。

二 SS事件連邦地裁判決⁴⁸

同事件は上述の通り昨(2011)年12月9日、米国ワシントン州連邦地方裁判所に提訴した事件である。本件に関し、本(2012)年2月16日、同裁判所は原告被告双方からの見解を聞く口頭弁論を開催し⁴⁹、翌17日、同裁判所は、原告側が求めていたSSへの妨害差止に関する仮処分を認めないとの判断を下した⁵⁰。更に、同3月19日、同裁判所は、原告側の13の申立てを棄却する決定を下した⁵¹。

以下、本件が、国際法上、どのような根拠で棄却されるに至ったのかを考察する。

まず、裁判所は本件の背景として南極海における捕鯨活動について言及する。ICRWによる商業捕鯨モラトリアムが有効である現在、日本は、ICRWにおける「調査捕鯨」制度を利用して鯨を屠殺する許可を發出しているとする⁵²。そして、日本は、1987年以降、南極海で何千頭もの鯨を屠殺していると言及する⁵³。その上で、「この『調査』が科学的な価値を持つ作業であるといういかなる証拠もない」とし⁵⁴、「鯨の屠殺が合法的な科学的調査を遂行するのに不可欠である証拠はない」とする⁵⁵。さらに、裁判所は、「原告側が日本国内で屠殺した鯨の消費のために鯨肉を売却している点について争いはない」とし⁵⁶、「日本政府の『調査』許可を隠れ蓑として、1994年の南氷洋サンクチュアリにおける付加的な商業捕鯨禁止措置があるにもかかわらず、原告側は鯨肉を販売している」とする⁵⁷。

更に、原告側の捕鯨基準に関しては多くの国家

から非難されているとし⁵⁸、その一例として、昨(2011)年12月に米国、豪州、NZ及び蘭政府が共同提出した南大洋サンクチュアリにおける捕鯨に関する声明を取り上げる⁵⁹。又、豪州政府が南極海における鯨類捕鯨に関し最も積極的な行動を行っているとする⁶⁰。例えば、その一例として豪州国内裁判所における共同船舶事件を取り上げているが、豪州による南極大陸への領有権請求はわずか数ヶ国のみが承認しているということは、裁判所を抑止させてはいないとする⁶¹。そして、同裁判所は捕鯨活動が豪州国内法に違反していると結論づけたが、捕鯨者は同手続に参加せず、差止命令以後も屠殺による捕鯨活動を続けているとする⁶²。

裁判所は、これに引続いてSSと捕鯨者の対立について言及する。ここでは、まず、2002年に開始された反捕鯨キャンペーンに関するSSやテレビを通じた活動について詳細に紹介を行っている。とりわけ、原告側調査捕鯨船団や被告側SSが南極海で展開する船舶について詳細に述べた後、SSが原告側に対して行っている妨害行為について検討を行っている。

まず、SSが捕鯨船に対して行った酪酸瓶や塗料瓶を投擲する行為について検討する。ここで、裁判所は、化学者であるGreg PHELAN博士の「酪酸は、とりわけ、SSが用いたような方法での使用の場合、人の健康に重大な被害をもたらすものではない」との見解に依拠する⁶³。そして、SSは捕鯨船乗組員に向かって発射体を投擲してはならず、また、投擲物が捕鯨船乗組員に当たったという証拠はないとする⁶⁴。また、乗組員が酪酸弾によってけがをしたとする原告側による主張の証拠は、本裁判では証明されていないとする⁶⁵。その逆に、裁判所は、SSから原告側に行われた酪酸弾によるけがの書面による証拠資料の請求が強固にはねつけられたというSS側の証拠を是認している⁶⁶。

また、原告側はSSから投擲される火炎瓶やロケット信号弾から身を守るために防護ネットを張っていた⁶⁷。これに対し、裁判所は、これらのロケット信号弾や火炎瓶によってけがをしたり危険にさらされたという証拠はないとする⁶⁸。また、これらの投擲物によって船体が危険にさらされた証拠もないとする⁶⁹。

さらに、SSから投擲された発煙筒について乗

組員が発煙筒にあたる危険性はあったものの、発煙筒自体が危険であるという証拠はないとする⁷⁰。

このようにして、他のSSの妨害行為についても裁判所はほぼことごとく原告側の主張に対してその証拠がないとして主張を退けた。

裁判所は、SSの妨害行為について言及した後、SSの行為が原告が依拠した条約等に違反しているかどうか分析を行っている。

原告の主張のうち、最初の三つが国際法に関する主張・請求である⁷¹。そして、最後の一つはワシントン州法に基づく主張・請求である⁷²。

ここで、裁判所は、妨害差止請求について安全な航行の自由及び海賊からの自由について検討をしている。

まず、裁判所は海賊からの自由に関する救済について検討する。ここで、SSは、「海賊」とはいわゆる海洋における強盗以上でも以下でもない主張する⁷³。これに対し、原告側は、海賊とはもっと広義であり、公海における船舶に対する暴力行為も含むと主張する⁷⁴。裁判所は、UNCLOSは海賊の二要件として「暴力行為」と「私的目的」を必要であるとする⁷⁵。これについて、裁判所は、SSの行為は、南極海における鯨類の保護であり、経済的な利益を得るためではないと位置づけている⁷⁶。

次に、安全な航行の自由に関する救済について検討する。ここで、裁判所は、SSの行為はその二つだけがSUA条約に違反すると位置づける⁷⁷。その一つは捕鯨船舶に対してロープなどを投げ入れた行為である。しかし、裁判所は、これを船舶の「安全な航行」を侵害しているという証拠ではないとする⁷⁸。そして、これらの行為がSUA条約第3条1項(c)に違反するとは結論付けることができないとしている⁷⁹。さらに、SSの船舶は小さいため、捕鯨船舶との衝突行為が、捕鯨船舶の安全な航行を侵害しているとは言えないとするのである⁸⁰。また、これらの衝突行為を記録した「ドラマチックな」ビデオによると、捕鯨船舶がこの衝突によって損害を受けたという証拠はないとの結論に至っている⁸¹。

このようにして、裁判所は、原告側の主張のほとんどを認めず、最終的に妨害差止めを認めないとの結論に至った。なお、後述の通り、本事件は現在、原告側によって上訴されているが、その上訴理由を見ることで、ここで述べた以外に裁判所

がどのような結論に至ったのかを見ることが出来る。

三 SS事件/その後の動き

前述の通り、本訴訟は、本（2012）年3月19日、米国ワシントン州連邦地方裁判所にて申立てが却下された。

これに対し、(財)日本鯨類研究所及び共同船舶（株）は、この決定を不服として、本（2012）年4月11日、米国第九巡回控訴裁判所に対し同決定の再審理を求める上訴を行った⁸²。

(財)日本鯨類研究所及び共同船舶（株）の共同プレスリリースによると、上訴を行った理由は以下の三点にまとめることができる。

第一に、裁判所による「妨害差止を行えば、捕鯨が継続され公益に反する」との理由に対する反論である。この点、原告側は、本訴訟における調査捕鯨がICRWに基づくものであること及び米国がICRWを批准していることから、同条約を遵守することこそ公益にかなうものであると指摘する。更に、本訴訟は乗組員の安全確保に関する訴訟であり、調査捕鯨の是非とは無関係であると指摘している。

第二に、裁判所による「これまでSSの妨害によって深刻な被害はなく、取り返しのつかない損害が起きる可能性は低い」との理由に対する反論である。この点、原告側は、過去8年に渡りSSは危険な妨害行為を行ってきたことを指摘するとともに、過去の妨害行為によって深刻な被害が出ていないのは、乗組員が妨害行為中になるべく甲板に出ないようにしたり防護ネットを張る等の予防措置を行っているからであることを指摘する。そして、SSの妨害行為が年々エスカレートしてきていることから、この妨害を止めない限り、生命に係わる事態に至る可能性があることを指摘している。

第三に、裁判所による「原告が豪州裁判所命令に違反している」との理由に対する反論である。この点、原告側は、そもそも豪州裁判所命令が、南極大陸への領有権主張に基づく命令であることを指摘する。そして、同大陸への領有権主張は、米国自身が認めていないことを指摘する。そのため、公海たる南極海における豪州裁判所の決定に米国裁判所が従うこと自体不適切であると指摘し

ている。

なお、本（2012）年、SSに関して新たな動きがあった。最後に、その概要を示す。

この動きは、2002年にコスタリカ当局が発行した、コスタリカ船籍船に対する妨害行為に対するSS代表ポール・ワトソンに対する逮捕状に端を発する。本（2012）年5月13日、コスタリカ当局の要請を受け、独当局がフランクフルト空港において同人の身柄を拘束したのである。同18日、フランクフルト上級裁判所は、コスタ当局の発行したこの逮捕状を承認し、90日間ドイツ国内に留まるという条件で同人を保釈したのである。

この後、コスタリカ政府は、独政府に対し、正式に同人の身柄引渡しを要請した。しかし、その審理中の7月25日、同人が独から出国し逃亡したことが判明したのである（後に、SSがこれを認める声明を出している）。様々な報道によると、同人はコスタリカ当局に身柄が引き渡された後、日本がコスタリカ政府に同人の身柄引渡しを要請し、日本へ同人の身柄が引き渡されることから逃れるためであったとされている。

なお、これに関連し、ICPOは、8月7日、これまで「青手配」としていた同人を、独からの逃亡事実などを重視して、「赤手配」に格上げしたとのことである。

おわりに

本稿では、主として(財)日本鯨類研究所らがSSを相手取り米国連邦地方裁判所に対して起こした訴訟の訴状を元に、原告が主張する国際法上の根拠・論点を洗い出すことを中心にまとめた。本件上訴審は、本（2012）年4月に上訴後、まだ審理が進んでいない状況であるため、本件に関し、被告側の主張や米国巡回控訴裁判所がどのような判断をするのかについては分からない状況である。

また、本件に関連し、昨（2011）年、SSの妨害行為によってマグロ漁への損害を被ったマルタの水産業者（フィッシュ社）が英国国内裁判所においてSSを相手取って損害賠償請求訴訟を提起した事件を参照することができる。

同事件は、SSロンドン支部が現地において一定の財産を有していたことから同地において裁判を提起したものである。原告が同訴訟に勝訴した後、裁判所がその賠償額に値する資産を担保にす

るため、SS保有船「スティーブ・アーウィン号」を寄港地である英国シェットランド諸島において差押えられ、出港停止を余儀なくされた。

本訴訟は、同事件を参考に提起されたものであるとも言われており、同事件を精査することで本件訴訟の検討に一定の示唆を与えることができると考えられる。

従って、これらについては次回以降の報告において具体的な検討を行うこととし、本稿の締めくくりとする。

* 2012年3月に開催された、本稿の原発表である環境研究発表当時の肩書は、駿河台大学法学部専任講師である。

¹ 長岡さくら「捕鯨問題の紛争解決に関する一考察—海洋国際法の観点から—」『福岡工業大学 環境研究発表 2009 予稿集』第3号(2009年)。長岡さくら「捕鯨問題の紛争解決に関する一考察—海洋国際法の観点から—」『福岡工業大学 環境科学研究所所報』第3号(2009年)、53-62頁。

² 長岡さくら「日本の調査捕鯨と国際司法裁判所への提訴」『福岡工業大学 環境研究発表 2011 予稿集』第5号(2011年)。長岡さくら「日本の調査捕鯨と国際司法裁判所への提訴」『福岡工業大学 環境科学研究所所報』第5号(2011年)。

³ International Court of Justice, Press Release, No.2012/18 dated 18 May 2012.

⁴ ICJ 規則第54条1項、参照。

⁵ Institute of Cetacean Research, *et al.* v. Sea Shepherd Conservation Society, *et al.*, Case No. C11-2043RAJ.

⁶ 本件訴状は2011年12月8日付で作成されているものの、(財)日本鯨類研究所・共同船舶(株)共同プレスリリースによると2011年12月9日に提訴を行ったとのことである。<http://www.icrwhale.org/pdf/111209ReleaseJp.pdf>、参照(2012年8月31日確認済)。

⁷ SSは米国オレゴン州法に基づく非営利団体(NPO)としての法人格を有している。また、同団体は同国ワシントン州フライデー港を本拠地としている。Complaint, para.5.

⁸ 同人もSS本拠地であるフライデー港にSS代理人として登録を行っている。また、同人は同地に居住し、米国永住権を認められていると思われる。なお、同人はカナダ国籍を持つ。cf. *Id.*, para.6.

⁹ *Id.*, para.1.

¹⁰ cf. *Id.*

¹¹ *Id.*

¹² 前掲脚注4、共同プレスリリース、参照。

¹³ *supra* note 4, paras.9-19.

¹⁴ *Id.*, paras.20-25.

¹⁵ *Id.*, para.21.

¹⁶ 1961年4月12日米国批准。1962年9月30日発効。現締約国数は63ヶ国である(2012年8月31日現在)。

¹⁷ 1994年11月16日発効。現締約国数は162ヶ国である(2012年8月31日現在)。現在に至るまで、同条約に含まれる深海底に関する規定の存在から、米国は国連海洋法条約を批准していない。但し、ロナルド・レーガン元大統領

を始めとする米国の歴代大統領は、深海底に関する規定を除く国連海洋法条約の規定は慣習国際法として米国を拘束することを表明している。cf. *supra* note 4, para.21.2.

¹⁸ 1992年3月1日発効。1994年12月6日米国批准。1995年3月6日米国発効。現締約国数は157ヶ国である(2012年8月31日現在)。

¹⁹ 1976年11月23日米国承認。1977年7月15日発効。現在、同条約には150ヶ国以上の締約国を持つ(2012年8月31日現在)。

²⁰ *supra* note 4, para.22.

²¹ *Id.*

²² *Id.*, para.23.

²³ cf. *Id.*

²⁴ 合衆国法典第28編「権利存否確認を求める訴えに関する法律(Declaratory Judgement Act)」第2201条は、米国連邦裁判所において訴訟を起こすためには実際の紛争(actual controversy)が必要である旨規定する。山口洋一郎「米国最高裁判所における特許制度改革—ライセンス契約存在下の特許無効・非侵害確認訴訟の提訴権を認めた MedImmune v. Genentech 判決—」『パテント』60巻9号(2007年)、41-44頁、とりわけ、42頁、参照。

²⁵ *supra* note 4, para.24.

²⁶ *Id.*, paras.26-33.

²⁷ *Id.*, para.26.

²⁸ *Id.*, para.28.

²⁹ *Id.*, para.29.

³⁰ *Id.*

³¹ *Id.* cf. *U.S. v. Hasan*, 747 F. Supp. 2d 599, 640 (E.D. Va. 2010).

³² SS所属船舶が海賊旗を掲げて航行していることは、(財)日本鯨類研究所がホームページで公開している、妨害行為を記録した数々の映像によって明らかとなっている。

³³ *supra* note 4, para.30.

³⁴ *Id.*

³⁵ *Id.*, para.31.

³⁶ *Id.*, para.32.

³⁷ *supra* note 4, paras.34-38.

³⁸ 2002年4月10日発効。2011年12月5日米国批准(筆者注：訴状においてはこのように記載されている)。2002年7月26日米国発効。現在、同条約には130ヶ国以上の締約国を持つ(2012年8月31日現在)。

³⁹ *supra* note 4, para.35.

⁴⁰ *Id.*

⁴¹ *Id.*, para.36.

⁴² *Id.*

⁴³ *Id.*, para.37.

⁴⁴ *Id.*, paras.39-42.

⁴⁵ *Id.*, para.40.

⁴⁶ *Id.*, para.41.

⁴⁷ *Id.*

⁴⁸ United States District Court, Western District of Washington at Seattle, The Institute of Cetacean Research, *et al.*, Plaintiffs, v. Sea Shepherd Conservation Society, *et al.*, Defendants, Case No. C11-2043RAJ, Order Denying Motion for Preliminary Injunction.

⁴⁹ *Id.*, p.1, l.18 and p.11, ll.14-15.

⁵⁰ (財)日本鯨類研究所・共同船舶(株)共同プレスリリース、「シーシェパードおよびポール・ワトソンに対する妨害差し止め請求裁判について(第2報)」(2012年2月17日)。<http://www.icrwhale.org/pdf/120217ReleaseJp.pdf>、参照(2012年8月31日確認済)。

⁵¹ *supra* note 48, p.1, ll.18-20.

⁵² 判決文では科学的調査をICRW「第7条」と記載しているが、これは明らかな誤りである。正しくは、ICRW 第8条である。 *Id.*, p.2, l.20.

⁵³ *Id.*, ll.22-23.

⁵⁴ *Id.*, p.3, ll.1-2.

⁵⁵ *Id.*, ll.2-3.

⁵⁶ *Id.*, ll.3-4.

⁵⁷ *Id.*, ll.4-7.

⁵⁸ *Id.*, ll.8-9.

⁵⁹ *Id.*, ll.9-14.

⁶⁰ *Id.*, ll.25-26.

⁶¹ *Id.*, p.4, ll.3-6.

⁶² *Id.*, ll.7-11.

⁶³ *Id.*, p.6, ll.12-15.

⁶⁴ *Id.*, ll.16-17.

⁶⁵ *Id.*, ll.20-21.

⁶⁶ *Id.*, pp.6-7, ll.21-2.

⁶⁷ *Id.*, ll.5-6.

⁶⁸ *Id.*, ll.8-9.

⁶⁹ *Id.*, ll.12-13.

⁷⁰ *Id.*, ll.16-17.

⁷¹ *Id.*, p.11, ll.20-21.

⁷² *Id.*, ll.21-22.

⁷³ *Id.*, p.21, ll.7-8.

⁷⁴ *Id.*, ll.8-9.

⁷⁵ *Id.*, p.22, ll.13-14.

⁷⁶ *Id.*, ll.16-17.

⁷⁷ *Id.*, p.24, ll.3-4.

⁷⁸ *Id.*, ll.9-10.

⁷⁹ *Id.*, ll.11-13.

⁸⁰ *Id.*, ll.16-17.

⁸¹ *Id.*, pp.24-25, ll.22-2.

⁸² (財)日本鯨類研究所・共同船舶(株)共同プレスリリース、「シーシェパード裁判で上級裁判所へ控訴」(2012年4月11日)。<http://www.icrwhale.org/pdf/120411ReleaseJp.pdf>、参照(2012年8月31日確認済)。

(2012年8月31日脱稿)